

第58回 淡路駅周辺地区土地区画整理審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成25年1月22日(火) 午後2時00分～3時50分
- 2 場 所 大阪市東淀川区東淡路4丁目15番1号
東淀川区役所出張所1階 第1・2会議室
- 3 出席者
(委員)
馬場会長、吉川会長代理、青谷委員、池尾委員、大西委員、新崎委員、
増田委員、吉田委員
(施行者 淡路土地区画整理事務所)
小池所長、相見淡路駅周辺地区調整担当課長、吉本副所長
奥担当係長、森原担当係長
(事務局 東淀川区役所)
森本総務課長、森河総務課長代理
- 4 議 題
 - (1) 【諮問第33号】 アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の処理方針について
 - (2) 【諮問第34号】 アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の仮換地変更指定について
 - (3) 【報告事項】 仮換地指定の軽微な変更の報告について
 - (4) 【報告事項】 平成24年11月実施の肩替予定地入札結果について
 - (5) 【報告事項】 仮清算金の徴収について
- 5 議事要旨
 - (1) 諮問第33号について、「アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の処理方針(案)」を諮問し、「原案どおり可」とする答申を得た。
 - (2) 諮問第34号について、アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の仮換地変更指定(案)を諮問し、「原案どおり可」とする答申を得た。
 - (3) 仮換地指定の軽微な変更について、報告を行った。
 - (4) 平成24年11月実施の肩替予定地入札結果について、報告を行った。
 - (5) 仮清算金の徴収について、報告を行った。

6 会議資料

議題	会議資料	会議要旨への添付	備考
1	諮問書（諮問第33号）	○	説明資料
2	諮問書（諮問第34号）	○	説明資料

※問い合わせ先：都市整備局企画部淡路土地地区画整理事務所
電話番号 06-6320-9461

平成 25 年 1 月 22 日

諮問第 33 号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区
土地区画整理審議会

諮問事項

アーケード設置に必要となる避難通路用地
として使用する未指定地の処理方針（案）

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業における
アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の処理方針（案）

（趣旨）

第1条 この方針は、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業（以下「事業」という。）換地設計方針第6附則の規定に基づき、整理後の宅地で仮換地に指定されていないもの（以下「未指定地」という。）のうち、大阪市アーケード連絡協議会が定める「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」に定められている設置基準により、道路の全面を覆うアーケードを設置する場合に必要となる消防活動及び避難に使用する未指定地（以下、「避難通路用地」という。）を処理するために必要な事項を定め、もって事業の促進をはかることを目的とする。

（避難通路用地として使用する未指定地の処理）

第2条 避難通路用地として使用する未指定地は、「大阪市施行の土地区画整理事業における肩替地等の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）及び「大阪市施行の土地区画整理事業における肩替地の取扱細目」（以下「取扱細目」という。）に基づき、事業施行地区内の市有地の一部に対し増換地指定をしたのち、大阪市有地（以下「肩替予定地」（換地処分後は「肩替地）」という。）として売却処分する。

（避難通路用地の処分方法）

第3条 アーケード設置者が大阪市アーケード連絡協議会から設置承認を受けた後、アーケード設置者からの土地買受申出により、使用用途を避難用通路に限定したうえでアーケード設置者に売却するものとする。

（その他）

第4条 この方針に定められていない事項については、「取扱要綱」及び「取扱細目」によることとし、その他この方針の施行について必要な事項は、別途定めることとする。

附 則

この方針は平成 25 年 月 日から施行する。

平成 25 年 1 月 22 日

諮問第 34 号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区
土地区画整理審議会

諮問事項

アーケード設置に必要となる避難通路用地
として使用する未指定地の仮換地変更指定（案）

仮換地変更指定（案）

変更前

従前の土地（大阪市東淀川区）									仮換地						土地所有者						
町名	地番	地目	所有権		所有権以外の権利			基準地積	街区番号	符号	仮換地地積	所有権以外の権利									
			登記地積	権利種別	符号	申告、又は登記地積	権利種別					符号	地積								
東淡路2丁目	146-5	宅地	m ²		—	—	—	310	m ²			—	—	—	—						
			310	—					—	—	—					—	—	—	—	—	大阪市 (肩替予定地)
			—	—					—	—	—					—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	未指定地											
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—						

変更後

従前の土地（大阪市東淀川区）									仮換地						土地所有者							
町名	地番	地目	所有権		所有権以外の権利			基準地積	街区番号	符号	仮換地地積	所有権以外の権利										
			登記地積	権利種別	符号	申告、又は登記地積	権利種別					符号	地積									
東淡路2丁目	146-5	宅地	m ²		—	—	—	310	m ²			—	—	—	—							
			310	—					—	—	—					—	—	—	—	大阪市 (肩替予定地)		
			—	—					—	—	—					—	—	—	—			
			—	—					—	—	—					—	—	—	—		—	—
			—	—					—	—	—					—	—	—	—		—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											

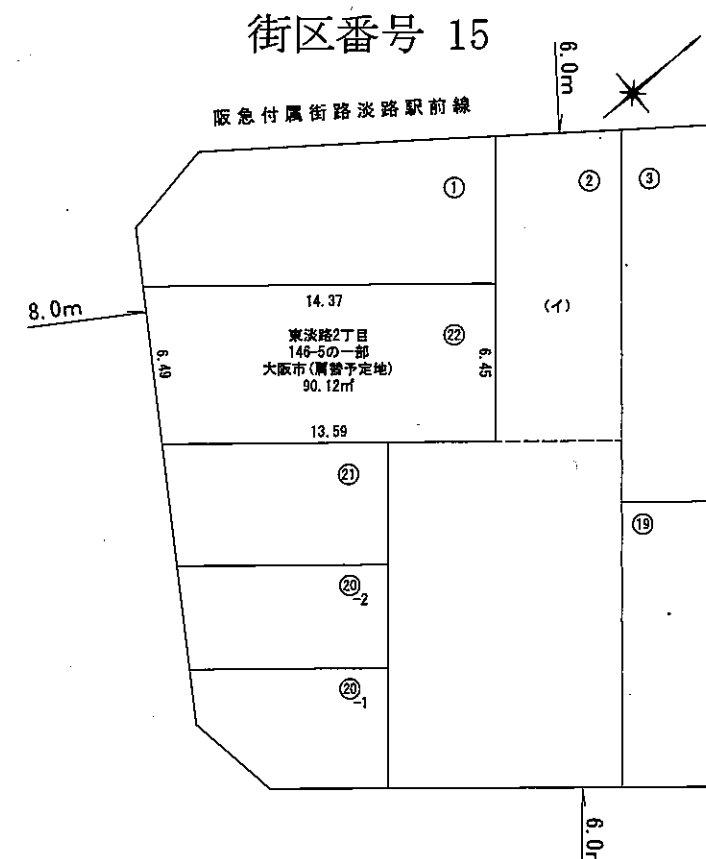
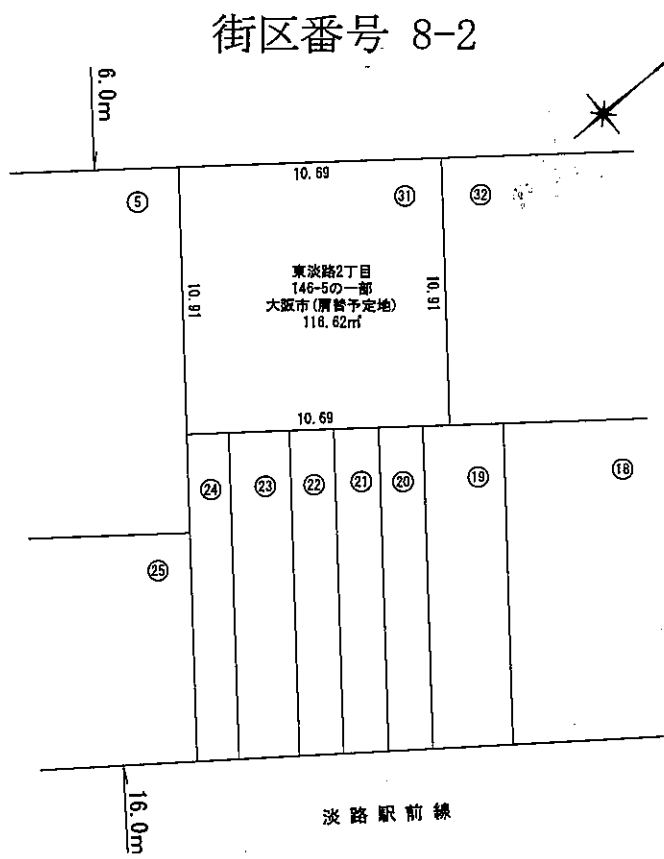
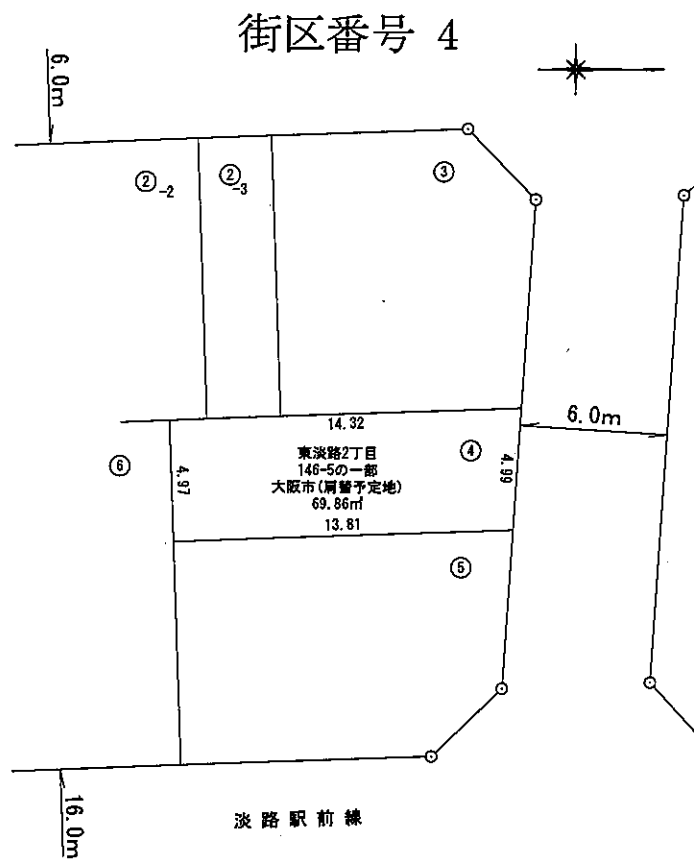
指定理由

本件は、大阪市所有の従前の土地に対し、アーケードを設置する場合に必要な消防活動及び避難に使用する未指定地を土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地変更指定（追加指定）し肩替予定地とするものである。

仮換地変更指定図

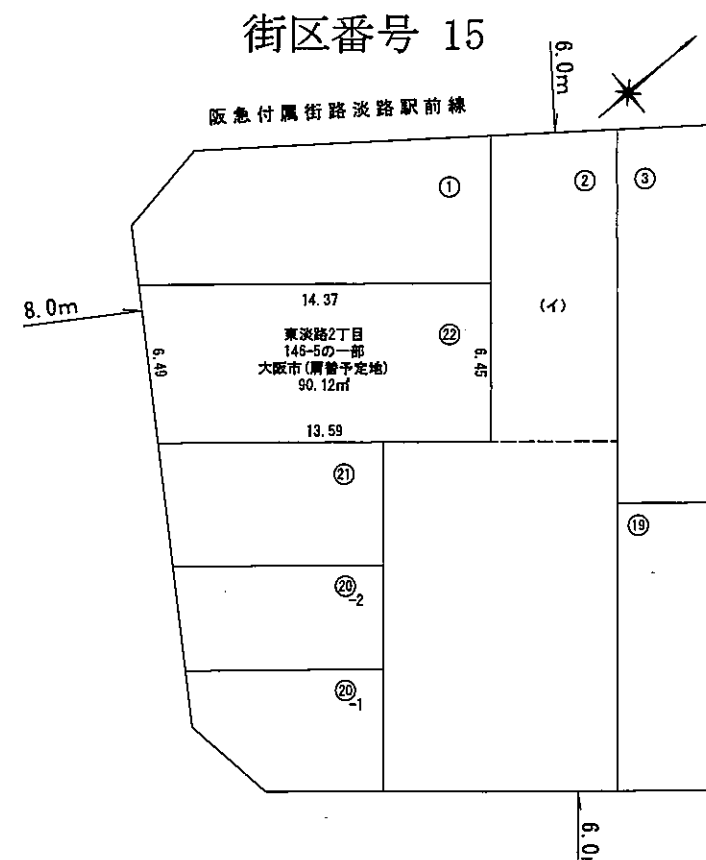
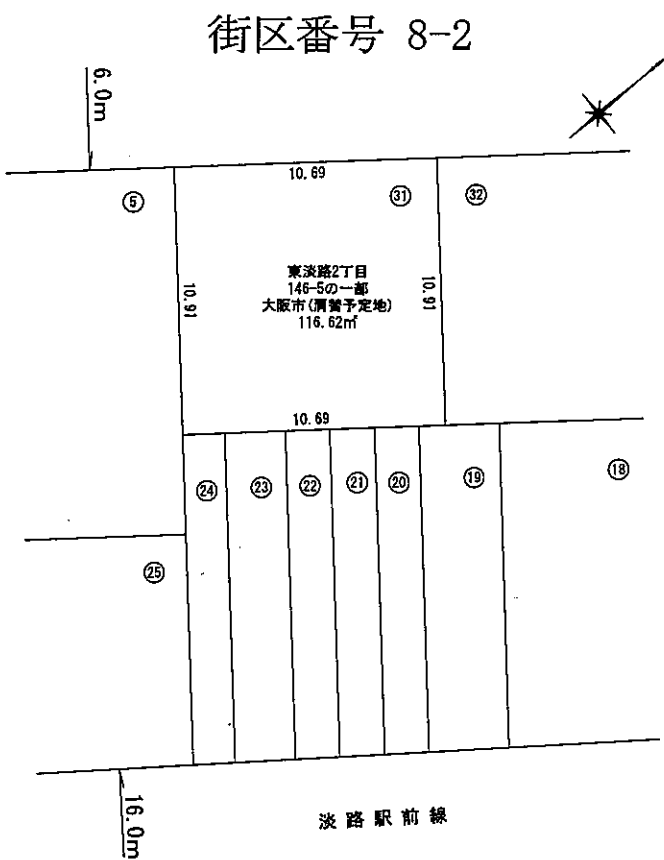
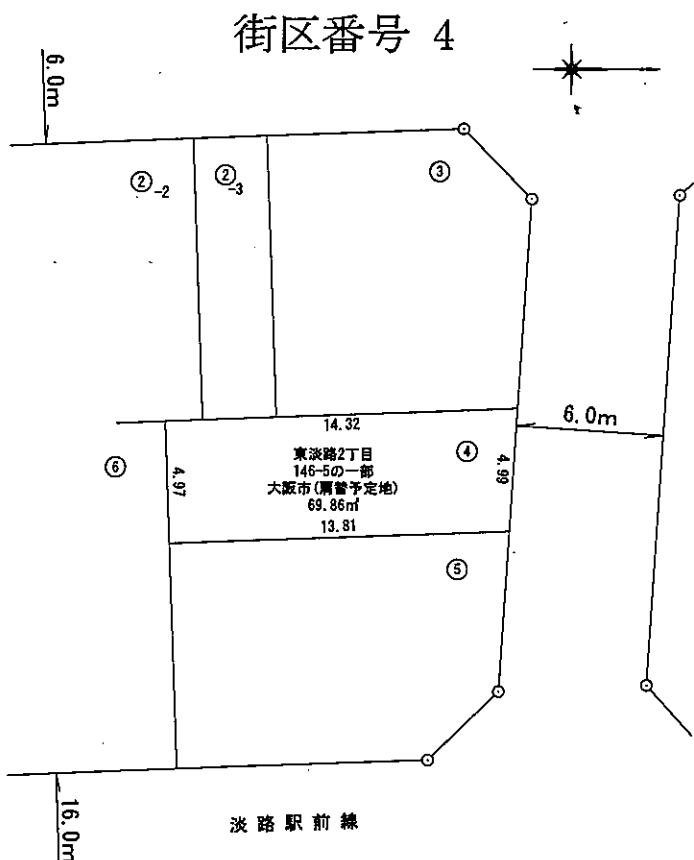
変更前

S=1/300



変更後

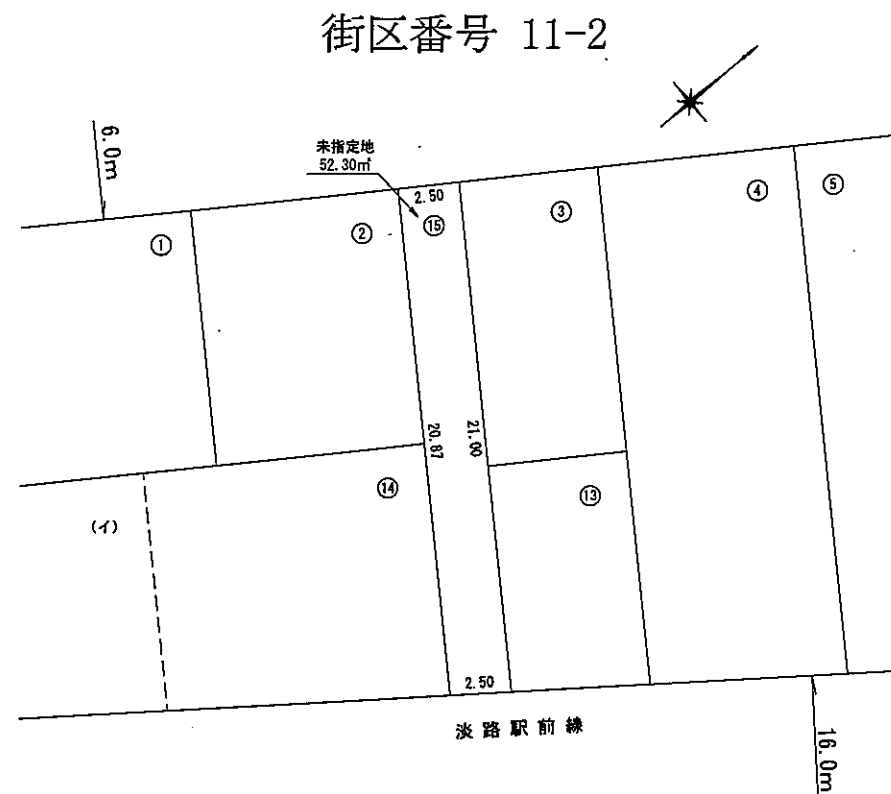
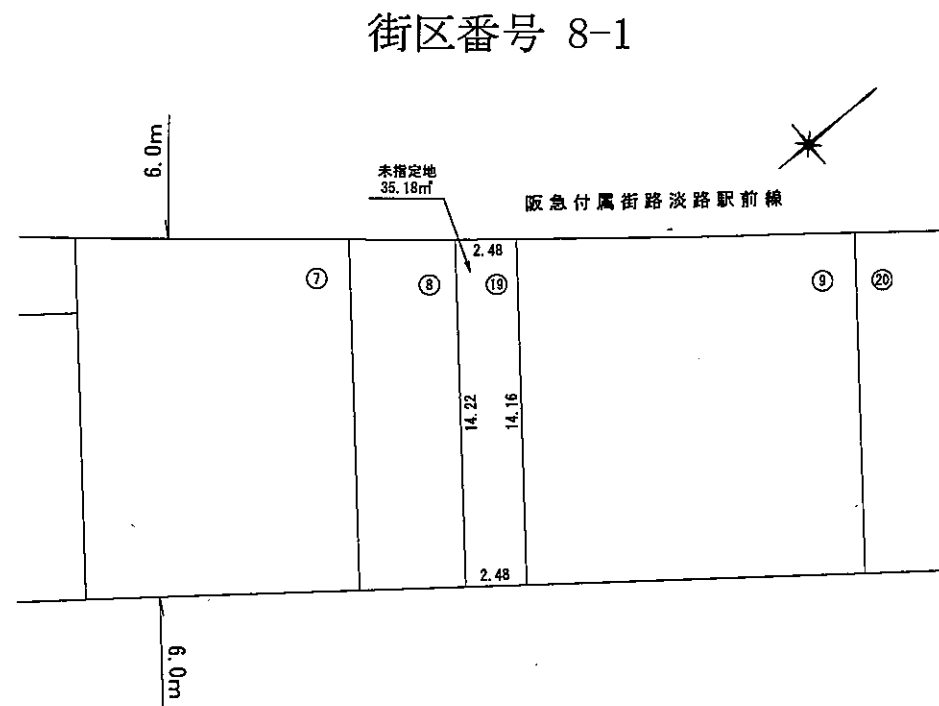
S=1/300



仮換地変更指定図

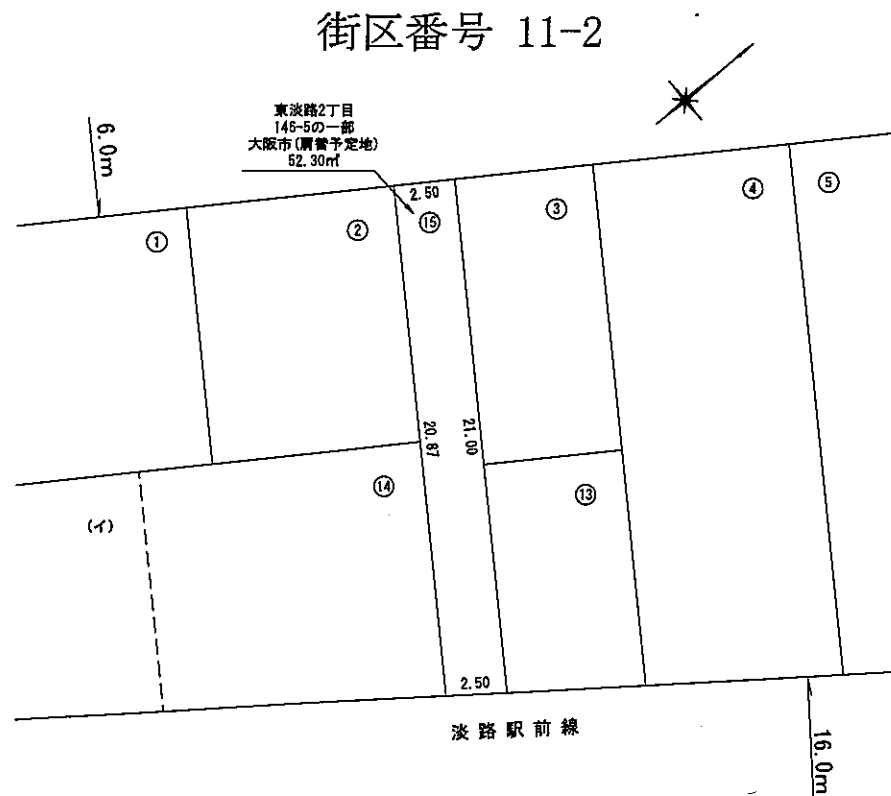
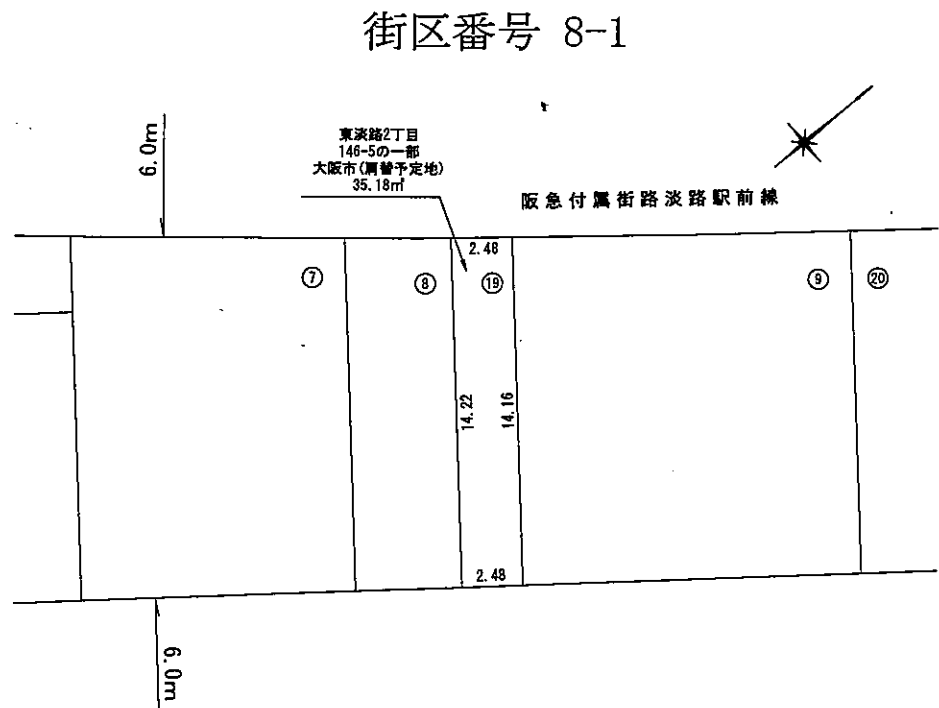
変更前

S=1/300



変更後

S=1/300



大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

諮問第 34 号 仮換地変更指定箇所

街区図



番号	街区番号	符号	面積 (㎡)	備考
1	4	4	69.86	指定済み
2	8-2	31	116.62	指定済み
3	15	22	90.12	指定済み
4	8-1	19	35.18	今回指定(避難通路用地)
5	11-2	15	52.30	今回指定(避難通路用地)

凡例	
	街区番号
	地区境界線
	公園
	道路幅員

